

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5(2023)年度補正予算概要	1～4
2 令和6(2024)年度予算概要	5～19
3 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子 (保健福祉部所管分)	20～22
4 函館市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の骨子	23～24
5 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子 (保健福祉部所管分)	25
6 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および 運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子 ...	26～65
7 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	66～78
8 函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	79～85

9	函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の骨子	86～92
10	函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	93～109
11	はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する 条例の骨子	110～114
12	函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の骨子	115～117
13	函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	118～125
14	函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の骨子	126～129
15	函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子	130～132
16	函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に 関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の骨子	133～168
17	函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	169～175
18	函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備 および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例の骨子	176～211
19	函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営 ならびに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	212～219

20	函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子 ……	220～248
21	函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子 ……	249～258
22	函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子 ……	259～265
23	函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子 ……	266～272
24	函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子 ……	273～277
25	函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準を定める条例を廃止する条例の骨子 ……	278

1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計
[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
(国)民生費負担金	△ 2,514	低所得者介護保険料軽減負担金減	△ 2,514
(道)民生費負担金	△ 1,257	低所得者介護保険料軽減負担金減	△ 1,257
指 定 寄 付 金	2,000	地域振興基金積立金分	1,000
		社会福祉施設整備基金積立金分	1,000

[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
社会福祉総務費	△ 1,642	総合福祉センター関係経費減 △8,256 総合福祉センター 設備整備費減 △8,256 補助金等返還金増 6,614	
障 害 者 福 祉 費	468,047	障害者自立支援給付費増 126,944 障害福祉サービス費増 101,938 計画相談支援給付費増 12,064 障害者補装具費増 12,942 障害者地域生活支援等 事業費増 2,675 障害者地域生活支援 事業費増 2,675 障害者相談支援事業等に係る 消費税等補償金 11,151 障害者データベース システム経費増 1,386 障害児支援給付費増 317,894 障害児通所給付費増 313,791 障害児相談支援給付費増 4,103 子ども発達支援事業費増 782 児童発達支援センター利用者 負担（食費）軽減助成費増 255 障害児通所支援事業所等 性被害防止対策支援事業費 5,400	(国)障害福祉 サービス費 負担金 50,969 (国)計画相談 支援給付費 負担金 6,032 (国)障害者補 装具給付費 負担金 6,471 (国)障害児通 所給付費負 担金 156,895 (国)障害児相 談支援給付 費負担金 2,051

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
		障害児通所支援事業所安心・ 安全対策支援事業費 1,560	(国) 障害者地域生活支援事業費等補助金 350 (国) 障害者総合支援事業費補助金 3,141 (国) 地域障害児支援体制強化事業費補助金 1,438 (国) 保育対策総合支援事業費補助金 3,600 (道) 障害福祉サービス費負担金 25,485 (道) 計画相談支援給付費負担金 3,016 (道) 障害者補装具給付費負担金 3,235 (道) 障害児通所給付費負担金 78,447 (道) 障害児相談支援給付費負担金 1,025 (道) 障害者地域生活支援事業費等補助金 176

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
			(その他)障害者生活支援事業費負担金 2,879
重度心身障害者医療助成費	28,413	重度心身障害者医療助成費増 27,797 重度心身障害者医療費調査 支払事務委託料増 616	(道)重度心身障害者医療費補助金 △ 505 (その他)高額療養費立替金収入 12,636
扶 助 費	200,600	生活保護費増 200,600	(国)生活保護費負担金 150,449

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
保健衛生総務費	5,436	夜間急病センター関係経費増 5,436 夜間急病センター 運営対策費増 5,436	(その他)夜間急病センター運営事業費負担金 1,114
感染症等予防費	20,170	定期予防接種費増 20,170 B類疾病増 20,170	

[繰越明許費]

(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	障害者データベースシステム経費	1,386
3 民生費	1 社会福祉費	障害福祉サービス指定事業者管理システム経費	2,421
3 民生費	1 社会福祉費	障害児通所支援指定事業者管理システム経費	828
3 民生費	1 社会福祉費	障害児通所支援事業所等 性被害防止対策支援事業	5,400
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種関係経費	938,054

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

歳 入		歳 出			
事 項	説 明	事 項	説 明		
国 庫 支 出 金	国庫支出金減	△366,518	総 務 費	総務費増	31,075
	介護給付費負担金減	△157,346		指導監査関係経費増	2,255
	調整交付金減	△214,852		介護保険システム 改修事業費増	28,820
	介護保険事業費 補助金増	5,675	保 険 給 付 費	保険給付費減	△848,173
	介護保険災害臨時 特例補助金	5		介護サービス給付費減	△920,652
支払基金 交 付 金	支払基金交付金減	△325,795	審査支払委託費減	△35	
道支出金	介護給付費交付金減	△325,795	高額介護サービス費増	56,990	
	道支出金減	△168,227	高額医療合算 介護サービス費増	15,524	
財産収入 繰 入 金	介護給付費負担金減	△168,227	基 金 積 立 金	介護給付費準備基金 積立金増	557
	積立基金運用収入増	557			
繰 入 金	繰入金増	39,811			
	一般会計繰入金減	△86,066			
諸 収 入	基金繰入金増	125,877			
	雑入増(返還金ほか)	3,631			
補正額計		△816,541	補正額計		△816,541
補正後 予 算 額		32,562,884	補正後 予 算 額		32,562,884

[繰越明許費]

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総 務 費	1 総務管理費	指 導 監 査 関 係 経 費	2,255

2 令和6（2024）年度予算概要

一般会計
[歳出]
民生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
笑顔で暮らせる地域づくり関係経費	183,509	地域共生社会推進経費 269 地域で見守り支える福祉拠点推進経費 183,240	(国)生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 30,700
民生委員関係経費	70,457	民生委員推せん会委員報酬 200 民生委員活動費 61,593 民生委員協議会負担金 7,701 その他諸経費 963	(国)民生委員・児童委員研修事業費補助金 139
介護人材等地域定着対策事業費	10,998	介護人材等地域定着奨励金 9,600 その他諸経費 1,398	
在宅福祉促進事業費	43,640	在宅福祉ふれあい事業費補助金	
総合福祉センター管理委託料(債務負担行為分)	237,803	指定管理者 社会福祉法人函館市社会福祉協議会	(その他)総合福祉センター使用料 309 (その他)その他の雑入(総合福祉センター維持管理費負担金) 4,950

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
成年後見センター 運 営 事 業 費 (債務負担行為分)	10,359	成年後見制度の利用に係るワンストップ 相談窓口および市民後見人の支援	(国)障害者地 域生活支援 事業費等補 助金 459 (道)権利擁護 人材育成事 業費補助金 150 (道)障害者地 域生活支援 事業費等補 助金 229
障 害 者 等 外 出 支 援 事 業 費	94,028	助成費 91,703 事務費 2,325	
生 活 困 窮 者 自 立 支 援 対 策 費	8,504	自立相談支援事業費 4,151 住居確保給付金 4,353	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等負担金 6,270
生 活 困 窮 者 世 帯 学 習 支 援 等 業 務 委 託 料	23,237	生活困窮者世帯学習支援等業務委託料 対象者数 100人	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等補助金 11,618
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	2,400	生活困窮者への就労準備支援業務委託料 対象者数 10人	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等補助金 1,599

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源	
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	8,083,990	障害福祉サービス費	7,174,737	(国) 障害福祉 サービス費 負担金 3,587,368
		居宅介護等事業	256,768	
		生活介護事業	2,642,774	(国) 地域相談 支援給付費 負担金 55
		短期入所事業	25,952	
		療養介護等事業	147,561	(国) 計画相談 支援給付費 負担金 52,832
		共同生活援助事業	861,449	
		施設入所支援事業	982,487	(国) 障害者自 立支援医療 費負担金 373,742
		就労継続支援事業	2,073,480	
		就労移行支援事業	130,835	(国) 障害者補 装具給付費 負担金 27,995
		自立訓練事業	50,655	
		就労定着支援事業	2,107	(道) 障害福祉 サービス費 負担金 1,793,684
		自立生活援助事業	552	
		高額障害福祉サービス等給付費	117	(道) 地域相談 支援給付費 負担金 27
		地域相談支援給付費	111	
		計画相談支援給付費	105,666	(道) 計画相談 支援給付費 負担金 26,416
		障害者自立支援医療費 (更生医療給付費)	747,485	
		障害者補装具費	55,991	(道) 障害者自 立支援医療 費負担金 186,871 (道) 障害者補 装具給付費 負担金 13,997

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
障害者地域生活 支援等事業費	250,527	基幹相談支援センター事業 30,639	(国)障害者地 域生活支援 事業費等補 助金
		手話通訳者・要約筆記者等派遣事業 12,652	97,188
		日常生活用具給付等事業費 92,409	(道)障害者地 域生活支援 事業費等補 助金
		障害者地域活動支援センター事業 39,000	48,322
		授産製品販売促進事業 4,370	(その他)手話 ・要約筆記 派遣事業費 負担金
		点訳奉仕員等養成事業 3,550	1,777
		日中一時支援事業 ほか 67,907	(その他)あい よる21障 害者デイ サービス事 業費負担金 56
		(その他)障害 者地域活動 支援センター事 業費負担金 1,494	
		(その他)障害 者生活支援 事業費負担 金 6,638	
重度身体障害者等 タクシー料金 助成事業費	34,601	助成費 32,253	
		事務費 2,348	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
障害児支援給付費	2,028,338	障害児通所給付費 1,991,998 児童発達支援事業 627,522 放課後等デイサービス事業 1,359,339 保育所等訪問支援事業 5,082 高額障害児通所給付費 55 障害児相談支援給付費 36,340	(国)障害児通所給付費負担金 995,998 (国)障害児相談支援給付費負担金 18,169 (道)障害児通所給付費負担金 497,999 (道)障害児相談支援給付費負担金 9,084
重度心身障害者医療助成費	549,995	助成費 532,429 調査支払事務委託料 ほか 17,566	(道)重度心身障害者医療費補助金 179,748 (その他)高額療養費立替金収入 86,939
高齢者交通料金助成事業費	92,585	助成費 87,896 事務費 4,689	(その他)地域振興基金運用収入 3,909
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置費	28,347	端末機器設置費 ほか	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
いきいき住まい リフォーム助成事業費	576	住宅改修助成費	
高齢者等在宅生活 支 援 事 業 費	12,448	外出支援サービス・除排雪サービス 生活援助員派遣事業 委託先 公益社団法人函館市 シルバー人材センター ほか	(地方債)過疎 地域持続的 発展特別事 業債 5,500
ショートステイ 事 業 費	2,272	基本分 延 496日 送迎分 延 2回	
生活支援ハウス 運 営 事 業 費	30,956	施設数 2か所	(その他)生活 支援ハウス 利用者一部 負担金 1,704 (その他)その 他の雑入 (生活支援 ハウス維持 管理費負担 金) 2,533
老人福祉センター 管 理 委 託 料 (債務負担行為分)	69,595	湯川老人福祉センター・ 谷地頭老人福祉センター 指定管理者 セントラル警備株式会社	(その他)老人 福祉センター維 持管理費負 担金 31
老 人 保 護 費	567,201	延 3,744人 (養護老人ホーム) やむを得ない事由による措置 396日	(その他)老人 保護措置費 負担金 183,531

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	10,799	生活保護受給者への就労準備支援業務 委託料 対象者数 45人	(国)生活保護 費補助金 7,199
生 活 保 護 適 正 化 対 策 事 業 費	16,949	診療報酬明細書点検業務委託料 ほか	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等負担金 13,492 (国)生活保護 費補助金 48,511
生 活 保 護 費	19,206,834	生活扶助人員 延 128,689人 居宅 延 126,071人 施設 延 2,618人	(国)生活保護 費負担金 14,277,164 (その他)生活 保護費返還 金収入 126,417
就 労 自 立 給 付 金	4,682	対象世帯数 85世帯	(国)就労自立 給付金負担 金 3,511
進 学 準 備 給 付 金	4,800	対象者数 24人	(国)進学準備 給付金負担 金 3,600

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
介護従事者確保 対策事業費	15,303	介護人材確保・育成促進事業費 9,061 介護職員資格取得支援事業費 2,474 介護助手活用促進事業費 1,003 「介護のしごと魅力発信教室」 開催事業費 605 介護人材養成活動支援事業費ほか 2,160	

衛生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
夜間急病センター 管 理 委 託 料 (債務負担行為分)	91,688	指定管理者 公益社団法人函館市医師会	(その他)夜間 急病センター運 営事業費負 担金 18,888
骨髄バンクドナー 助 成 事 業 費	300	骨髄バンクドナー助成費	(道)骨髄ドナー 助成事業費 補助金 150
精 神 保 健 対 策 費	1,903	精神保健対策推進費 401 自殺対策推進費 1,502	(道)保健所費 補助金 878
糖 尿 病 対 策 推 進 事 業 費	1,570	ヘルスリテラシー事業 587 運動関係事業 291 食育関係事業 196 口腔関係事業 496	(道)健康増進 事業費補助 金 532 (その他)その 他の雑入 (運動関係事 業参加者負 担金) 7

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
市民健康づくり 関係経費	3,581	市民健康づくり推進事業費 2,280 食育推進事業費 1,301	(道)健康増進 事業費補助 金 275 (道)消費者行 政強化事業 費補助金 131 (その他)地域 振興基金繰 入金 1,000 (その他)健康 づくり推進 地域支援事 業助成金 200 (その他)その 他の雑入 (ヘルスメイト養 成講座一部 負担金) 19
「はこだて市民 健幸大学」 実行委員会負担金	25,000	参加型健康イベントの開催, はこだて健幸アプリ運用経費 ほか	
健康経営推進事業費	318	健康経営の普及・啓発	(道)健康増進 事業費補助 金 61

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
がん対策推進事業費	165,851	がん検診事業費 147,374 受診見込数 延 27,360人 がん検診受診促進・ 普及啓発等関係経費 14,968 胃内視鏡検診関係経費 1,400 医療用ウィッグ購入助成事業費 2,109	(国)保健所費 補助金 763 (その他)広告 収入 55
若い世代のピロリ菌 検 査 事 業 費	1,749	中学2年生の希望者に対し, ピロリ菌検査を実施 受検者見込数 1,464人	
歯科保健事業費	15,556	歯科健康診査事業費 9,620 口腔保健推進事業費 5,936	(国)保健所費 補助金 1,029 (道)健康増進 事業費補助 金 3,044
感染症予防計画 関 係 経 費	11,896	感染症危機対策体制整備費 7,630 新興感染症等検査体制整備費 2,586 感染症危機対策物資購入費 1,680	(国)感染症等 予防事業費 負担金 3,631
定期予防接種費	425,907	A類疾病 2,225 風しん 接種見込者数 198人 B類疾病 423,682 新型コロナ 接種見込者数 50,962人 インフルエンザ 接種見込者数 50,962人 高齢者肺炎球菌 接種見込者数 1,341人	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源	
感 染 症 予 防 費	39,959	感染症診査協議会委員報酬	720	(国)感染症等 予防事業費 負担金 8,773 (国)保健所費 補助金 5,757
		感染症対策費	25,949	
		感染症発生動向調査事業費	1,066	
		結核対策特別促進事業費	286	
		感染症医療費	11,289	
		結核予防費補助金	649	
動 物 愛 護 管 理 センター関係経費	107,622	改修事業費（もと万年橋幼稚園）	105,080	(国)動物収容 ・譲渡対策 施設整備費 補助金 51,890
		運用業務委託料	2,542	
火葬場管理委託料 （債務負担行為分）	103,845	指定管理者 株式会社マルゼンシステムズ		(その他)火葬 場使用料 63,147 (その他)その 他の雑入 (斎場維持管 理費負担金) 103

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
障 が い 保 健 福 祉 関 係 業 務 委 託 料	令和7(2025)年度から 令和8(2026)年度まで	15,630

歳 入			歳 出		
事 項	予 算 額	説 明	事 項	予 算 額	説 明
介 護 保 険 料	5,735,439	第1号被保険者	総 務 費	269,469	給付・賦課・収納・認 定調査等事務所要経費・ 介護保険システム改修事業費
		5,735,439	保 険 給 付 費	30,233,703	
		現年賦課分			
	5,719,415	滞納繰越分	1,881,504	介護サービス給付費・高額 介護サービス費等	
使 用 料 及 び 手 数 料	1	要介護認定・要支援認 定等結果証明発行手数料	地 域 支 援 事 業 費	1,881,504	介護予防・日常生活支 援総合事業費
国 庫 支 出 金	8,471,728	介護給付費負担金等			1,392,472
支 払 基 金 交 付 金	8,634,948	介護給付費交付金等			介護予防・生活支援 サービス事業費
道 支 出 金	4,623,197	介護給付費負担金等			1,338,180
財 産 収 入	2,035	積立基金運用収入			一般介護予防事業費
繰 入 金	5,563,079	一般会計繰入金			54,292
		介護給付費分			包括的支援等事業費
		3,779,212	489,032		
		地域支援事業費分	在宅医療・介護連携 推進関係経費		
		272,342	29,189		
		職員給与費等分	認知症総合支援事業費		
		730,355	20,162		
		低所得者介護保険料 軽減分	生活支援体制整備関 係経費		
		499,091	52,318		
		介護給付費準備基金繰入金	地域包括支援センター運 営事業費 ほか		
		282,079	387,363		
繰 越 金	1	前年度繰越金	基 金 積 立 金	146,745	
諸 収 入	597	第三者納付金, 返納金等	諸 支 出 金	10,101	
合 計	33,031,025		職 員 費	479,503	
			予 備 費	10,000	
			合 計	33,031,025	

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
生活支援コーディネーター (第1層)業務委託料	令和7(2025)年度から 令和11(2029)年度まで	39,880

3 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(保健福祉部所管分)

(1) 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正等に伴う規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日

函館市手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案				
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）				
区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額	
(略)				(略)				
法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を併せて行う場合を除く。）		介護予防 認知症対 応型通所 介護（共 用型指定 介護予防 認知症対 応型通所 介護を除 く。）、 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護ま たは介護 予防認知 症対応型 共同生活 介護に係 るもの	1件につ き	30,000円	法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）（法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を併せて行う場合を除く。）		1件につ き	30,000円
		その他の もの	1件につ き	23,000円				
法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を併せて行う場合を除く。）		介護予防 認知症対 応型通所 介護（共 用型指定 介護予防 認知症対 応型通所 介護を除 く。）、 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護ま たは介護 予防認知 症対応型 共同生活 介護に係 るもの	1件につ き	13,000円	法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）（法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を併せて行う場合を除く。）		1件につ き	13,000円
		その他の もの	1件につ き	11,000円				

	もの	き	
(略)			
法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新(法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請(訪問介護または通所介護に係るものに限る。))または法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請(地域密着型通所介護に係るものに限る。))を併せて行う場合を除く。)	第1号訪問事業に係るもの	1件(他の第1号訪問事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。)につき	11,000円
	第1号通所事業に係るもの	1件(他の第1号通所事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。)につき	13,000円
<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新</u>		1件につき	29,000円

(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(削る)			

4 函館市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、無料低額宿泊所が文書の交付に代えて電磁的方法により入居に係る重要事項等の提供をする場合に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

函館市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入居申込者に対する説明, 契約等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 無料低額宿泊所は, 入居申込者からの申出があった場合には, 第1項の規定による文書の交付に代えて, 第10項で定めるところにより, 当該入居申込者の承諾を得て, 当該文書に記すべき重要事項および第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において, 当該無料低額宿泊所は, 当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク, シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項および第2項の事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 (略)</p>	<p>(入居申込者に対する説明, 契約等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項の重要事項および第2項の事項を記録したものを交付する方法</p> <p>8～11 (略)</p>

5 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子
(保健福祉部所管分)

(1) 改正理由

函館市障害者福祉基金の額を減額するため

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり

函館市障害者福祉基金条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>2億9,356万5,000円</u> とする。 2・3 (略)	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>2億9,218万5,000円</u> とする。 2・3 (略)

(3) 施行期日

公布の日

6 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う指定障害福祉サービスの事業等の人員の基準等に関する規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2～<u>第149条の4</u>)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第9章～第19章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業，第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業，第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業，第162条に規定する指定就労移行支援の事業，第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業および第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業ならびに函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例(令和2年函館市条例第8号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業，<u>指定通所支援基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業</u>，指定通所支援基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所支援基準条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および指定通所支援基準条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2～<u>第149条の5</u>)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第9章～第19章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業，第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業，第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業，第162条に規定する指定就労移行支援の事業，第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業および第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業ならびに函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例(令和2年函館市条例第8号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業，指定通所支援基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所支援基準条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および指定通所支援基準条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介</p>

護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

(居宅介護計画の作成)

第27条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、または当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 (略)

(1) (略)

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3)～(5) (略)

(居宅介護計画の作成)

第27条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）または指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者およびサービス提供責任者の責務)

第31条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 (略)

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2および第44条を除く。)および第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において

4 (略)

(管理者およびサービス提供責任者の責務)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、または当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 (略)

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2および第44条を除く。)および第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において

準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第51条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項および第53条第3項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第105号。第53条第3項において「指定入所施設基準条例」という。)第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 (略)

(新設)

2・3 (略)

準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第51条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項および第53条第3項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第105号。第53条第3項において「指定入所施設基準条例」という。)第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 (略)

(新設)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者および当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者および指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努め

(従業者の員数)

第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章および第18章において同じ。)、理学療法士または作業療法士および生活支援員

ア 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準命令第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士または作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業

なければならぬ。

(従業者の員数)

第80条 (略)

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章および第18章において同じ。)、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準命令第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 (略)

者をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年函館市条例第28号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は, 次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護, 共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)もしくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)または共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第56条に規定する共生型児童発達支援をいう。)もしくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護, 共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)もしくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)または共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第56条に規定する共生型児童発達支援をいう。)もしくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所

等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3および第159条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。),サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)または指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3および第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員,サテライト型指定小規模多機能型居

等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の4および第159条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。),サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)または指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の4および第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員,サテライト型指定小規模多機能型居

宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
(略)	(略)

(3)～(5) (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条(第1項および第2項を除く。)から第43条までおよび第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業

宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
(略)	(略)

(3)～(5) (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 (略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者およびその同居の家族ならびに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第31条第4項、第34条(第1項および第2項を除く。)から第43条までおよび第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第143条 (略)

者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員，理学療法士または作業療法士および生活支援員

ア 看護職員，理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は，指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を6で除して得た数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士または作業療法士の数は，指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに，1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで，第23条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条および第87条の2から第94条までの規定は，指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と，第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と，同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と，第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と，「療養介

(1) 看護職員，理学療法士，作業療法士または言語聴覚士および生活支援員

ア 看護職員，理学療法士，作業療法士または言語聴覚士および生活支援員の総数は，指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を6で除して得た数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士，作業療法士または言語聴覚士の数は，指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに，1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士，作業療法士または言語聴覚士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで，第23条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第59条から第62条まで，第68条，第70条から第72条まで，第76条，第77条および第87条の2から第94条までの規定は，指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と，第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と，同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と，第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と，「療養介

護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第149条の2（略）

（新設）

護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第149条の2（略）

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）または介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業員の員数が、当該指定通所リハビリ

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第149条の3 (略)

(準用)

第149条の4 (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供す

テーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数および共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第149条の4 (略)

(準用)

第149条の5 (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)および第206条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等または指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等または指定通所リハビリテーションを提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室または指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等または指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員

る指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者および基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第150条の2 (略)

(新設)

数が、当該指定通所介護事業所等または当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等または指定通所リハビリテーションの利用者および基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等または当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第150条の2 (略)

(病院または診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第150条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院または診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者および次のアまたはイに掲げる場合の区分に応じて当該アまたはイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士または看護職員もしくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓

練)の提供に当たる理学療法士,作業療法士もしくは言語聴覚士または看護職員もしくは介護職員が,利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため,指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第159条 第10条から第19条まで,第21条,第24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第59条から第62条まで,第68条,第70条から第72条まで,第76条,第87条の2から第94条まで,第147条および第148条の規定は,指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において,第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と,第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と,第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と,第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と,「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と,第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と,同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と,第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と,第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と,第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで,第20条,第21条,第24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第59条から第62条まで,第68条,第70条から第72条まで,第76条,第77条,第86条,第87条,第88条から第94条まで,第146条,第147条および第157条の2の規定は,指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において,第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と,第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と,第

(準用)

第159条 第10条から第19条まで,第21条,第24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第59条から第62条まで,第68条,第70条から第72条まで,第76条,第87条の2から第94条まで,第147条および第148条の規定は,指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において,第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と,第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と,第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と,第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と,「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と,第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と,同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と,第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と,第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と,第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで,第20条,第21条,第24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第59条から第62条まで,第68条,第70条から第72条まで,第76条,第77条,第86条,第87条,第88条から第94条まで,第146条,第147条および第157条の2の規定は,指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において,第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と,第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と,第

24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条において読み替えて準用する基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条において読み替えて準用する基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」と読み替えるものとする。

（準用）

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条および第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91

24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条において読み替えて準用する基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条において読み替えて準用する基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」と読み替えるものとする。

（準用）

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第180条第6項および第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条にお

条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第181条から第183条までおよび第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計

いて準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第180条第6項、第181条から第183条までおよび第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と

画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 (略)

(新設)

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、アまたはイに掲げる利

と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものまたは障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業者の員数)

第194条の14 (略)

(1) (略)

(2) (略)

利用者の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 (略)

(新設)

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)または(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)または(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)または(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)または(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 (略)

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準省令」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準省令第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

(新設)

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準省令第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準省令第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準省令第40条において準用する指定地域相談支援基準省令第3条の規定により

3・4 (略)

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練または共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設または指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活または社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10および第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体

当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5・6 (略)

第194条の17 削除

(定期的な訪問等による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、またはテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活または社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10および第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体

および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第198条の2 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 (略)

(新設)

2～4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 (略)

(新設)

(新設)

および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、またはこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行および移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第198条の2 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、またはこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3～5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者および

(協力医療機関等)
第200条の4 (略)
2 (略)

(新設)

(新設)

(準用)
第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで,

その家族, 地域住民の代表者, 共同生活援助について知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条および第201条の10において「地域連携推進会議」という。)を開催し, おおむね1年に1回以上, 地域連携推進会議において, 事業の運営に係る状況を報告するとともに, 必要な要望, 助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は, 地域連携推進会議の開催のほか, おおむね1年に1回以上, 当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は, 第2項の報告, 要望, 助言等についての記録を作成するとともに, 当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は, 指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には, 適用しない。

(協力医療機関等)
第200条の4 (略)
2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で, 新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症, 同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は, 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては, 当該第2種協定指定医療機関との間で, 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)
第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで,

第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条および第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条および第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

針ならびに人員、設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指

定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況および第2項の報告、要望、助言等の内容または前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6までおよび第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する

（準用）

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6までおよび第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準

用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の14第1項において「基本サービス」という。）および当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共

第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助（第201条の14第1項において「基本サービス」という。）および当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共

同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2および第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的

同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の7まで、第199条、第199条の2および第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービ

な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所および指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）ならびに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）および指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項および第7項、第153条第6項、第163条第4項ならびに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものことができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号および第7項、第143条第1項第2号および第8項、第153条第1項第3号および第7項、第163条第1項第3号および第5項ならびに第174条第1項第2号および第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基

ス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所および指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）ならびに指定児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項および第7項、第153条第6項、第163条第4項ならびに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものことができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号および第7項、第143条第1項第2号および第8項、第153条第1項第3号および第7項、第163条第1項第3号および第5項ならびに第174条第1項第2号および第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準命令第215条第2項に規定する

準命令第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

第207条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士または作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練または特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第208条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとするすることができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

第207条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練または特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第208条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、または当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)および第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項および第3項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項および第3項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項および第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画または特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該

(準用)

第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)および第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項および第3項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項および第3項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項および第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画または特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該

当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(電磁的記録等)

第211条 指定障害福祉サービス事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20ならびに前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22ならびに前条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11および第201条の22において準用する場合を含む。))および次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

(電磁的記録等)

第211条 指定障害福祉サービス事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20ならびに前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22ならびに前条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11および第201条の22において準用する場合を含む。))および次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

(経過措置)

第2条 当分の間、第1号に規定する厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第4条 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4（以下「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（以下「区分5」という。）または同条第7号に規定する区分6（以下「区分6」という。）に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4、区分5または区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

附 則

(経過措置)

第2条 当分の間、第1号に規定する厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第4条 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4（以下「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（以下「区分5」という。）または同条第7号に規定する区分6（以下「区分6」という。）に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4、区分5または区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

3 (略)

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表【第2条関係】

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 自立訓練(生活訓練)</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条～第161条) (新設)</p> <p>第10章～第19章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第23項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章，第4章および第8章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し，これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9章 自立訓練(生活訓練)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 (略)</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p><u>第9章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針(第161条の2)</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準(第161条の3・第161条の4)</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準(第161条の5)</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準(第161条の6～第161条の9)</u></p> <p>第10章～第19章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第24項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章，第4章，<u>第8章，第9章</u>および第10章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し，これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9章 自立訓練(生活訓練)</p>

第152条～第161条 (略)

(新設)

第9章の2 就労選択支援

(新設)

第1節 基本方針

(新設)

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、またはこれに併せて、当該評価および当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(新設)

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

(新設)

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として基準命令第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。
2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

(新設)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

(新設)

第3節 設備に関する基準

（準用）

(新設)

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択

支援の事業について準用する。

(新設)

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

(新設)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価および整理の実施)

(新設)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成または指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

(新設)

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、ア

セメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

(新設)

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条(第2項第1号を除く。)、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条および第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第173条の9において読み替えて準用する基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同

(就職状況の報告)
第171条 (略)

(新設)

(準用)
第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条および第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第

じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第173条の9において読み替えて準用する基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

(就職状況の報告)
第171条 (略)

(就労選択支援に関する情報提供)
第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)
第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条および第171条の2の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1

185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第180条第6項および第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条

項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第171条の2、第180条第6項および第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条

から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第180条第6項、第181条から第183条までおよび第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第171条の2、第180条第6項、第181条から第183条までおよび第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

7 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害福祉サービスの事業の運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する

**函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例
新旧対照表【第1条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業および就労継続支援B型(施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業ならびに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、<u>医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)</u>の事業、<u>放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)</u>の事業、<u>居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)</u>の事業および<u>保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)</u>の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(療養介護の取扱方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>2・3</u> (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業および就労継続支援B型(施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業ならびに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、<u>放課後等デイサービス(同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。)</u>の事業、<u>居宅訪問型児童発達支援(同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)</u>の事業および<u>保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)</u>の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(療養介護の取扱方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u> (略)</p>

(療養介護計画の作成等)

第17条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準

(療養介護計画の作成等)

第17条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者および当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者および当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）または指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準

用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (略)

(新設)

(職員の配置の基準)

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この章、次章および第5章において同じ。)、理学療法士または作業療法士および生活支援員

ア 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(基準省令第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に依り、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士または作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第39条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この章、次章および第5章において同じ。)、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(基準省令第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に依り、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(職員の配置の基準)

第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員

ア 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士または作業療法士の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、第63条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条および第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」と

(職員の配置の基準)

第52条 (略)

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、第61条の2に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条および第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」と

あるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第60条 第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第36条まで，第40条，第41条，第44条の2から第49条まで，第53条および第54条の規定は，自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と，同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と，同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と，第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と，第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と，第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上，宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第61条 （略）

あるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と，同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と，同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と，第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と，同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と，第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第60条 第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第36条まで，第40条，第41条，第44条の2から第49条まで，第53条および第54条の規定は，自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と，同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と，同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と，第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と，第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と，第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と，第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上，宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第61条 （略）

（規模）

(新設)

(職員の配置の基準)

第63条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条までおよび第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書および第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者

（以下「就労移行支援事業者」という。）

が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第63条 就労移行支援事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条までおよび第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、

自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）および就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年函館市条例第8号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業，指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業または指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては，当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし，宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は，当該多機能型事業所の利用定員を，次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ，当該各号に定める人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

附 則

(経過措置)

第2条 当分の間，第1号に規定する厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は，第39条第1項第3号アの規定にかかわらず，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）および就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年函館市条例第8号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業または指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては，当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし，宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は，当該多機能型事業所の利用定員を，次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ，当該各号に定める人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

附 則

(経過措置)

第2条 当分の間，第1号に規定する厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士，作業療法士または言語聴覚士および生活支援員の総数は，第39条第1項第3号アの規定にかかわらず，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

**函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例
新旧対照表【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 自立訓練(生活訓練) (第56条～第60条)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第6章～第10章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業者を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。) (次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 自立訓練(生活訓練)</p> <p>第56条～第60条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p><u>第5章の2 就労選択支援(第60条の2～第60条の8)</u></p> <p>第6章～第10章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業者を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。) (次章から第5章までおよび第6章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 自立訓練(生活訓練)</p> <p>第56条～第60条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章の2 就労選択支援</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(基本方針)</u></p> <p><u>第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、またはこれに併せて、当該評価および当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければな</u></p>

らない。

(規模)

(新設)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者
(以下「就労選択支援事業者」という。)
が当該事業を行う事業所(以下「就労選択
支援事業所」という。)は、10人以上の人員
を利用させることができる規模を有する
ものでなければならない。

(職員の配置の基準)

(新設)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき
職員およびその員数は、次のとおりとする。
(1) 管理者 1
(2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供
に当たる者として基準省令第61条の4第
1項第2号に規定する厚生労働大臣が定
めるものをいう。以下同じ。) 就労選
択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、
利用者の数を15で除した数以上
2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平
均値とする。ただし、新規に事業を開始す
る場合は、推定数による。
3 第1項第1号の管理者は、専らその職務
に従事する者でなければならない。ただし、
就労選択支援事業所の管理上支障がない場
合は、当該就労選択支援事業所の他の業務
に従事し、または当該就労選択支援事業所
以外の事業所、施設等の職務に従事するこ
とができるものとする。
4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら
当該就労選択支援事業所の職務に従事する
者でなければならない。ただし、利用者の
支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

(新設)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移
行支援または就労継続支援に係る指定障害
福祉サービス事業者であって、過去3年以
内に当該事業者の事業所の3人以上の利用
者が新たに通常の事業所に雇用されたもの
その他のこれらと同等の障害者に対する就
労支援の経験および実績を有する事業者で
なければならない。

(評価および整理の実施)

(新設)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間
の生産活動その他の活動の機会を通じて、
就労に関する適性、知識および能力の評価
ならびに施行規則第6条の7の3に規定す

る事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成または指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

（新設）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

（新設）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条および第45

(就職状況の報告)
第68条 (略)

(新設)

(準用)
第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条までおよび第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)
第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から

条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

(就職状況の報告)
第68条 (略)

(就労選択支援に関する情報提供)
第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)
第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで、第53条および第68条の2の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)
第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から

第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条までおよび第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第68条の2、第71条、第73条から第75条までおよび第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

8 函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う指定障害者支援施設の事業の一般原則，人員の基準等に関する規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日

**函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者およびその員数は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者およびその員数は，次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(イ) 看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。），理学療法士または作業療法士および生活支援員</p> <p style="padding-left: 6em;">a 看護職員，理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，(a)および(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p style="padding-left: 8em;">(a)・(b) (略)</p> <p style="padding-left: 6em;">b (略)</p> <p style="padding-left: 6em;">c 理学療法士または作業療法士の数は，利用者に対して日常生活を営むの</p>	<p style="text-align: center;">(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>指定障害者支援施設は，利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ，利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し，当該意向を定期的に確認するとともに，法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ，利用者の希望に添って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定障害者支援施設は，利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに，利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ，利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し，一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ，必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(イ) 看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。），理学療法士，<u>作業療法士または言語聴覚士</u>および生活支援員</p> <p style="padding-left: 6em;">a 看護職員，理学療法士，<u>作業療法士または言語聴覚士</u>および生活支援員の総数は，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，(a)および(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p style="padding-left: 8em;">(a)・(b) (略)</p> <p style="padding-left: 6em;">b (略)</p> <p style="padding-left: 6em;">c 理学療法士，<u>作業療法士または言語聴覚士</u>の数は，利用者に対して日常生</p>

に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員

a 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とする。

b (略)

c 理学療法士または作業療法士の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第26条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活および課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サ

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第26条 (略)

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活および課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者および当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サ

ービス計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条 (略)

(新設)

(新設)

ービス計画を利用者および当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第28条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

	<p style="text-align: center;"><u>(地域移行等意向確認担当者の選任等)</u></p> <p>(新設) <u>第28条の3</u> 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「<u>地域移行等意向確認等</u>」という。）を適切に行うため、<u>地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握または確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第58条 <u>指定障害者支援施設は、その運営に当た</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「<u>第2種協定指定医療機関</u>」という。）との間で、<u>新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></u></p> <p>4 <u>指定障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、<u>新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></u></p> <p>第58条 削除</p>

っては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(電磁的記録等)

第62条 指定障害者支援施設等およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第12条第1項、第16条および次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等およびその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(電磁的記録等)

第62条 指定障害者支援施設等およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第12条第1項、第16条および次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等およびその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

9 函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者支援施設の事業の一般原則、運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的を確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に添って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的を確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士または作業療法士および生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)および(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、<u>作業療法士または言語聴覚士</u>および生活支援員</p> <p>a 看護職員、<u>理学療法士、作業療法士または言語聴覚士</u>および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)および(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p>

c 理学療法士または作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員

a 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とする。

b (略)

c 理学療法士または作業療法士の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(4)～(7) (略)

2～4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (略)

(新設)

c 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(3) (略)

ア (略)

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士および生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(4)～(7) (略)

2～4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障

常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者および当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障

害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (略)

(新設)

(新設)

害福祉サービス計画を利用者および当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、

適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

(新設)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握または確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

(協力医療機関等)

第40条 (略)

第40条 (略)

2 (略)

2 (略)

(新設)

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

(新設)

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議

を行わなければならない。

(地域との連携等)

第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第44条 削除

10 函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，指定通所支援の事業等の一般原則，人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし，第50条第1項の改正規定は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>医療型児童発達支援</u></p> <p> 第1節 <u>基本方針(第67条)</u></p> <p> 第2節 <u>人員に関する基準(第68条・第69条)</u></p> <p> 第3節 <u>設備に関する基準(第70条)</u></p> <p> 第4節 <u>運営に関する基準(第71条～第77条)</u></p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>通所給付決定保護者</u> <u>法第6条の2の2第9項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <u>指定障害児通所支援事業者等</u> 法第21条の5の3第1項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者等</u>をいう。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により，同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市が支払う指定通所支援に要した費用の額または法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<u>指定障害児通所支援事業者等</u>が受けることをいう。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業，<u>第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業</u>，第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および第98条に規</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>削除</u></p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>通所給付決定保護者</u> <u>法第6条の2の2第8項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <u>指定障害児通所支援事業者</u> 法第21条の5の3第1項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者</u>をいう。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により，同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市が支払う指定通所支援に要した費用の額または法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<u>指定障害児通所支援事業者</u>が受けることをいう。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業，第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業ならびに函館市</p>

定する指定保育所等訪問支援の事業ならびに函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第79条に規定する指定生活介護の事業，指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業，指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業，指定障害福祉サービス等基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業，指定障害福祉サービス等基準条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業および指定障害福祉サービス等基準条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者等は，通所給付決定保護者および障害児の意向，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し，これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は，当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思および人格を尊重して，常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は，地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い，北海道，市，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は，当該指

定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第79条に規定する指定生活介護の事業，指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業，指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業，指定障害福祉サービス等基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業，指定障害福祉サービス等基準条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業および指定障害福祉サービス等基準条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者は，通所給付決定保護者および障害児の意向，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し，これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は，当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思および人格を尊重して，常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は，地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い，北海道，市，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は，当該指定

定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（指定障害児通所支援事業者の指定に関する要件）

第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は，法人とする。ただし，法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院または診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

2 （略）

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は，障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し，ならびに集団生活に適応することができるよう，当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うものでなければならない。

第7条 （略）

2 （略）

3 前項の規定に基づき，機能訓練担当職員等を置いた場合においては，当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず，主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には，第1項各号に掲げる従業者のほか，次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては，第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において，当該各号に掲げる従業者については，その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）

障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（指定障害児通所支援事業者の指定に関する要件）

第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は，法人とする。ただし，法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（病院または診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

2 （略）

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は，障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し，ならびに集団生活に適応することができるよう，当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし，またはこれに併せて治療（上肢，下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第7条 （略）

2 （略）

3 前2項に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，治療を行う場合には，医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 第2項の規定に基づき，機能訓練担当職員等を置いた場合においては，当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

機能訓練を行うために必要な数

(3) 看護職員（日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

5 第2項および第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員および保育士の総数の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。

7 第1項第2号ア、第4項第1号および次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士および同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(新設)

9 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは地域型保育事業所に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童

(削る)

5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員および保育士の総数の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。

6 第1項第2号アおよび次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7 第1項（第1号を除く。）、第2項および第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士および同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9 前2項の規定にかかわらず、保育所もしくは地域型保育事業所に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児

への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室および便所ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室および相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所または主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

3 第1項に規定する設備のほか、主として

童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、または当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第1項に規定する設備の基準は、次のと

知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項および前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

(新設)

(新設)

3～6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援および他の指定障害児通所支援事業

おりとする。

(1) 発達支援室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

4 第1項および第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第2項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 (児童発達支援センターであるものを除く。) にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3～6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援および他の指定障害児通所支援事業

者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 （略）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

（新設）

2 （略）

（新設）

3 （略）

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定

者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 （略）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第27条 指定児童発達支援事業者は、第28条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 （略）

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。）の確保ならびに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 （略）

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定

により、その提供する指定児童発達支援の質の評価および改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価および改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(新設)

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者および障害児の希望する生活ならびに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

により、その提供する指定児童発達支援の質の評価および改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価および保護者評価ならびに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加および包摂の推進）

(新設)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加および包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者および障害児の希望する生活ならびに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先し

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8～10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 (略)

(新設)

て考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第27条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない。

8～10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(指導, 訓練等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導, 訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導, 訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導, 訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導, 訓練等を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員および指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第41条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

(支援)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員および発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第41条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等またはその従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第3章 医療型児童発達支援

第67条～第77条 (略)

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、および社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うものでなければならない。

(設備)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

第43条 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等またはその従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第3章 削除

第67条から第77条まで 削除

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、および社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(設備)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の員数)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後または児童指導員もしくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、および当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練または職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項および第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条までおよび第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」

3 (略)

(設備)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の員数)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後または児童指導員もしくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作および知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、ならびに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練もしくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第6項および第7項を除く。)、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項および第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」

とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第95条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条および第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項および第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条および第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第95条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条および第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条までおよび第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児およびその保護者」とあるのは「障害児およびその保護者ならびに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価および保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者

(従業者の員数に関する特例)

第103条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項までおよび第5項,第7条(第3項および第6項を除く。),第68条,第79条第1項から第3項までおよび第5項,第91条第1項ならびに第99条第1項の規定の適用については,第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と,同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同条第3項および第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と,第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と,同条第2項および第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と,同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と,同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と,第68条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり,ならびに同条第2項

評価および訪問先施設評価」と,「保護者に示す」とあるのは「保護者および訪問先施設に示す」と,第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と,同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と,第44条第1項中「従業者の勤務の体制,前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と,第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と,第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第103条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項までおよび第5項,第7条(第4項および第5項を除く。),第79条第1項から第3項までおよび第5項,第91条第1項ならびに第99条第1項の規定の適用については,第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と,同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同条第3項および第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と,第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と,同条第2項および第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と,同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と,同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と,第79条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは

および第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項および第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第71条および第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第71条および第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援または指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業または指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第71条および第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害および重度の上肢、下肢または体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条、第71条および第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすること

「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項および第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条および第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条および第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援または指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業または指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条および第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害および重度の上肢、下肢または体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条および第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができ

ができる。

5 (略)

(電磁的記録等)

第106条 指定障害児通所支援事業者等およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第14条第1項(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。)、第18条(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。))および次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児または通所給付決定保護者である場合には当該障害児または当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

る。

5 (略)

(電磁的記録等)

第106条 指定障害児通所支援事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第14条第1項(第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。)、第18条(第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。))および次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児または通所給付決定保護者である場合には当該障害児または当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

11 はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例 の骨子

(1) 改正理由

児童福祉法の一部改正に伴い児童発達支援センター事業に関する規定の整備等をし、および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第4条第1項第1号または第2号に掲げる事業を利用した者の当該利用に係る費用については、なお従前の例による。

はこだて療育・自立支援センター条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター</u>として行う事業（以下「<u>医療型児童発達支援センター事業</u>」という。）</p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（第7条第2項第1号アにおいて「児童発達支援」という。）を行う事業</u>（以下「<u>児童発達支援事業</u>」という。）</p> <p>(3) <u>児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（第7条第2項第1号アにおいて「保育所等訪問支援」という。）を行う事業</u>（以下「<u>保育所等訪問支援事業</u>」という。）</p> <p>(4) <u>児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</u>（以下「<u>障害児相談支援事業</u>」という。）</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>法第77条第3項に規定する地域生活支援事業のうち、障害者または障害児を一時的に預かることにより、これらの者に対する活動の場の提供、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う事業</u>（以下「<u>日中一時支援事業</u>」という。）</p> <p>(10) <u>診療を行う事業（医療型児童発達支援センター事業に係るものを除く。）</u></p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2 前項の事業の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>医療型児童発達支援センター事業</u> 20人</p> <p>(2) <u>児童発達支援事業</u> 20人</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第5条 センターの利用（前条第1項第11号に掲げる事業に係る利用を除く。）をすることができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者であって規則で定めるものとする。</p> <p>(1) <u>医療型児童発達支援センター事業、児童発達支援事業または保育所等訪問支援事業</u> 児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児または<u>児童福祉法第21条の6に規定する措</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センター</u>として行う事業（以下「<u>児童発達支援センター事業</u>」という。）</p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援（第7条第2項第1号アにおいて「保育所等訪問支援」という。）を行う事業</u>（以下「<u>保育所等訪問支援事業</u>」という。）</p> <p>(3) <u>児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u>（以下「<u>障害児相談支援事業</u>」という。）</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第77条第5項に規定する地域生活支援事業のうち、障害者または障害児を一時的に預かることにより、これらの者に対する活動の場の提供、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う事業</u>（以下「<u>日中一時支援事業</u>」という。）</p> <p>(9) <u>診療を行う事業（児童発達支援センター事業に係るものを除く。）</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>児童発達支援センター事業</u> 40人</p> <p>(削る)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第5条 センターの利用（前条第1項第10号に掲げる事業に係る利用を除く。）をすることができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者であって規則で定めるものとする。</p> <p>(1) <u>児童発達支援センター事業または保育所等訪問支援事業</u> 児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児または<u>同法第21条の6の規定による措置に係る障害児</u></p>

置に係る障害児

- (2) (略)
- (3) 生活介護事業、自立訓練事業または就労継続支援事業 法第19条第1項に規定する支給決定に係る障害者もしくは障害児または児童福祉法第21条の6に規定する措置に係る障害児、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項に規定する措置に係る者もしくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4に規定する措置に係る者
- (4)・(5) (略)
- (6) 前条第1項第10号に掲げる事業 センターにおいて診療を受けようとする者(医療型児童発達支援センター事業を利用する者を除く。)で市長が適当と認めるもの
- (7) 前条第1項第12号に掲げる事業 市長が適当と認める者

(利用の承諾等)

第6条 センターの利用(法第5条第19項に規定する基本相談支援に係る利用、第4条第1項第11号に掲げる事業に係る利用ならびに児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第1項および知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置に係る利用を除く。次項および次条第1項において同じ。)をしようとする者(第4条第1項第1号から第9号までまたは第12号に掲げる事業を利用しようとする障害児にあっては、その保護者)は、あらかじめ、市長に利用の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

2 (略)

(使用料および手数料)

第7条 前条第1項の承諾(第4条第1項第12号に掲げる事業に係るものを除く。)を受けた者は、当該承諾に係るセンターの利用があったときは、市長が定める期限までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 医療型児童発達支援センター事業、児童発達支援事業または保育所等訪問支援事業 次に掲げる額の合計額
- ア 同一の月に受けた児童発達支援、医療型児童発達支援(児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童

(2) (略)

- (3) 生活介護事業、自立訓練事業または就労継続支援事業 法第19条第1項に規定する支給決定に係る障害者もしくは障害児または児童福祉法第21条の6の規定による措置に係る障害児、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の規定による措置に係る者もしくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の規定による措置に係る者

(4)・(5) (略)

- (6) 前条第1項第9号に掲げる事業 センターにおいて診療を受けようとする者(児童発達支援センター事業を利用する者を除く。)で市長が適当と認めるもの

- (7) 前条第1項第11号に掲げる事業 市長が適当と認める者

(利用の承諾等)

第6条 センターの利用(法第5条第19項に規定する基本相談支援に係る利用、第4条第1項第10号に掲げる事業に係る利用ならびに児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第1項および知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置に係る利用を除く。次項および次条第1項において同じ。)をしようとする者(第4条第1項第1号から第8号までまたは第11号に掲げる事業を利用しようとする障害児にあっては、その保護者)は、あらかじめ、市長に利用の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

2 (略)

(使用料および手数料)

第7条 前条第1項の承諾(第4条第1項第11号に掲げる事業に係るものを除く。)を受けた者は、当該承諾に係るセンターの利用があったときは、市長が定める期限までに使用料を納付しなければならない。

2 (略)

- (1) 児童発達支援センター事業または保育所等訪問支援事業 次に掲げる額の合計額

ア 同一の月に受けた児童発達支援(児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下この号

発達支援をいう。以下この号において同じ。) (医療に係るものを除く。以下アにおいて同じ。) または保育所等訪問支援につき、1月当たり、同法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に児童発達支援、医療型児童発達支援または保育所等訪問支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に児童発達支援、医療型児童発達支援または保育所等訪問支援に要した費用の額)

イ 医療型児童発達支援のうち治療に係るものにつき、1月当たり、児童福祉法第21条の5の29第2項の規定に基づき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

(2)～(5) (略)

(6) 第4条第1項第10号に掲げる事業 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

3・4 (略)

別表(第7条関係)

算定対象者の税額等による階層区分	使用料	上限月額
(略)		

備考

1～3 (略)

4 第6条第1項の承諾を受けて日中一時支援事業を利用する者(以下「利用者」という。)がセンターにおいて日中一時支援事業に係る1回の便宜の供与を受けた場合において、当該便宜の供与に係るこの表の規定による使用料の額と第1号に掲げる額との合計額が、第2号に掲げる額を上回るときの当該利用者の当該便宜の供与に係る使用料の額は、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 当該便宜の供与の直前までにその月に当該利用者が受けた市が行う法第77条第1項および第3項の規定に基づく地域生活支援事業(規則で定める事業を除く。)に係る便宜の供与について当該利用者(障害児にあっては、その

において同じ。) (治療(同項に規定する治療をいう。以下この号において同じ。))に係るものを除く。以下アにおいて同じ。) または保育所等訪問支援につき、1月当たり、同法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に児童発達支援または保育所等訪問支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に児童発達支援または保育所等訪問支援に要した費用の額)

イ 児童発達支援のうち治療に係るものにつき、1月当たり、児童福祉法第21条の5の29第2項の規定に基づき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

(2)～(5) (略)

(6) 第4条第1項第9号に掲げる事業 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

3・4 (略)

別表(第7条関係)

算定対象者の税額等による階層区分	使用料	上限月額
(略)		

備考

1～3 (略)

4 (略)

(1) 当該便宜の供与の直前までにその月に当該利用者が受けた市が行う法第77条第1項、第3項および第5項の規定に基づく地域生活支援事業(規則で定める事業を除く。)に係る便宜の供与について当該利用者(障害児にあって

保護者)が負担すべき費用の額(この表の規定による使用料の額を含む。)の合計額
(2) (略)

は,その保護者)が負担すべき費用の額(この表の規定による使用料の額を含む。)の合計額
(2) (略)

12 函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームの運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第17条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第3項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>6～12 (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>6～12 (略)</p>
<p>(協力病院等)</p> <p>第26条 養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第26条 養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師または協</u></p>

	<p><u>力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p>
(新設)	<p><u>2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>4 養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>
<u>2</u> (略)	<u>6</u> (略)

13 函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
特別養護老人ホームの運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日

**函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 基本方針ならびに人員，設備および運営に関する基準（第3条～<u>第32条の2</u>）</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは，入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間，その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 基本方針ならびに人員，設備および運営に関する基準（第3条～<u>第32条の3</u>）</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間，その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し，かつ，入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項および次項において同じ。）に函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所または函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第24号）</u></p>

第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(新設)

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所または函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第28号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(新設)

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師および協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回

(施設長の責務)

第24条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条までおよび第13条から第32条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(協力病院等)

第28条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(施設長の責務)

第24条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条までおよび第13条から第32条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(協力医療機関等)

第28条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が

(新設)

2 (略)

(虐待の防止)

第32条の2 (略)

(新設)

(勤務体制の確保等)

第41条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2および第27条から第32条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8

第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(虐待の防止)

第32条の2 (略)

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2および第27条から第32条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8

条から第10条までおよび第13条から第32条の2まで」とあるのは「第35条および第37条から第42条までならびに第43条において準用する第9条，第10条，第13条から第15条まで，第19条，第21条から第24条まで，第25条の2および第27条から第32条の2まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 (略)

2～10 (略)

11 地域密着型特別養護老人ホームに函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第23号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所または函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第24号。次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等または函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所もしくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館

条から第10条までおよび第13条から第32条の3まで」とあるのは「第35条および第37条から第42条までならびに第43条において準用する第9条，第10条，第13条から第15条まで，第19条，第21条から第24条まで，第25条の2および第27条から第32条の3まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 (略)

2～10 (略)

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等または指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所もしくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員または調理員その他の従業者については，当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員，栄養士，機能訓練指導員また

市条例第28号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。) 第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 (略)

(準用)

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条および第32条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条の2まで」とあるのは「第47条および第48条ならびに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条および第32条の2」と読み替えるものとする。

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と

は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 (略)

(準用)

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条までおよび第32条から第32条の3までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条の3まで」とあるのは「第47条および第48条ならびに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条までおよび第32条から第32条の3まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条から第32条の3まで、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条

と、第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条の2まで」とあるのは「第52条ならびに第53条において準用する第9条，第10条，第13条から第15条まで，第19条，第21条から第24条まで，第25条の2，第27条から第30条まで，第32条，第32条の2，第35条，第37条，第39条から第42条までおよび第48条」と読み替えるものとする。

第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条の3まで」とあるのは「第52条ならびに第53条において準用する第9条，第10条，第13条から第15条まで，第19条，第21条から第24条まで，第25条の2，第27条から第30条まで，第32条から第32条の3まで，第35条，第37条，第39条から第42条までおよび第48条」と読み替えるものとする。

14 函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、軽費老人ホームの運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定および第36条第1項の改正規定（「、交付」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第18条第3項に規定する</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第32条第2項の苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第34条第2項の事故の状況および事故に際してとった処置についての同条第3項の記録</u></p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13 (略)</p> <p>(入所申込者等に対する説明等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所申込者またはその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムそ</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第18条第4項の規定による</u>身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第32条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第34条第3項の規定による</u>事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13 (略)</p> <p>(入所申込者等に対する説明等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、</u></p>

その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4～7 (略)

(協力医療機関等)

第28条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4～7 (略)

(協力医療機関等)

第28条 (略)

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(揭示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホームおよびその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。

2 (略)

(揭示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホームおよびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

15 函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

令和6年度から令和8年度までの保険料率を定め、および介護保険法施行令の一部改正に伴い保険料率の算定に係る第1号被保険者の区分を改めるため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条および第6条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

函館市介護保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,920円</u></p> <p>(2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>56,880円</u></p> <p>(3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>56,880円</u></p> <p>(4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>68,260円</u></p> <p>(5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>75,840円</u></p> <p>(6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>91,010円</u></p> <p>(7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>98,590円</u></p> <p>(8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>113,760円</u></p> <p>(9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>128,930円</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,760円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>37,920円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>53,090円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,250円</u></p> <p>(2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,580円</u></p> <p>(3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,980円</u></p> <p>(4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>71,710円</u></p> <p>(5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>79,680円</u></p> <p>(6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>95,620円</u></p> <p>(7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>103,580円</u></p> <p>(8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>119,520円</u></p> <p>(9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>135,460円</u></p> <p>(10) <u>政令第38条第1項第10号</u>に掲げる者 <u>151,390円</u></p> <p>(11) <u>政令第38条第1項第11号</u>に掲げる者 <u>167,330円</u></p> <p>(12) <u>政令第38条第1項第12号</u>に掲げる者 <u>183,260円</u></p> <p>(13) <u>政令第38条第1項第13号</u>に掲げる者 <u>191,230円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,710円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>38,650円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>54,590円</u>とする。</p>

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に政令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ(1)に係る者を除く。), ロもしくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロまたは第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, その該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に政令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ(1)に係る者を除く。), ロもしくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ, 第9号ロ, 第10号ロ, 第11号ロまたは第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, その該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

16 函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，指定居宅サービス等の事業の人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第9条第2項の改正規定および第277条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和6年6月1日

**函館市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表【第1条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p align="right">(新設)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第277条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない</u></p>

(新設)

(3)・(4) (略)

(掲示)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従

場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(掲示)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従

事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第54条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 (略)

(1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第112条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第105条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第112条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- (3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条および第102条第4項ならびに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108条第3項および第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

- (3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 前条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条および第102条第4項ならびに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108条第3項および第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第155条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 (略)

(新設)

6 (略)

(地域等との連携)

第166条 (略)

第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第155条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 (略)

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 (略)

(地域等との連携)

第166条 (略)

(利用者の安全ならびに介護サービスの質

(新設)

(記録の整備)

第167条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第174条 (略)

2～7 (略)

(新設)

の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第167条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第155条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第174条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を

8 (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(管理者)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(従業者の員数)

第190条 指定短期入所療養介護の事業者を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所において、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士および理学療法士または作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者

整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(管理者)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(従業者の員数)

第190条 (略)

(1) (略)

(削る)

とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院または診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士および理学療法士または作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員または介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者および入院患者の数が3またはその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師もしくは准看護師または介護職員を1人以上配置していること。

(5) (略)

2 (略)

(設備に関する基準)

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた函館市指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第29号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。第207条第1項第2号から第4号までおよび第215条第2号において同じ。）に関するものを除く。）を有することと

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院または診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士および理学療法士または作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員または介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師もしくは准看護師または介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

(設備に関する基準)

第191条 (略)

(1) (略)

(削る)

する。

(3) 療養病床を有する病院または診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所²にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4)・(5) (略)

2 前項第3号および第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室または病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第142号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第194条 (略)

2～5 (略)

(新設)

(2) 療養病床を有する病院または診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3)・(4) (略)

2 前項第2号および第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室または診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第194条 (略)

2～5 (略)

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

6 (略)

(定員の遵守)

第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院もしくは診療所または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所においては、療養病床または老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数および療養病床または老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第203条 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

7 (略)

(定員の遵守)

第202条 (略)

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院または診療所である指定短期入所療養介護事業所においては、療養病床に係る病床数および療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第203条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第194条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第

108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項および第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項および第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号および第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備に関する基準)

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニッ

108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、第166条および第166条の2の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項および第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号および第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備に関する基準)

第207条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ト型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

(新設)

(削る)

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニ

ットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内のりによる測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(新設)

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする
こと。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする
ことができること。

b 病室は、いずれかのユニットに
属するものとし、当該ユニットの
共同生活室に近接して一体的に設
けること。ただし、一のユニット
の利用者の定員は、原則としてお
おむね10人以下とし、15人を超え
ないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平
方メートル以上とすること。ただ
し、aただし書の場合にあつては、
21.3平方メートル以上とすること。

d ブザーまたはこれに代わる設備
を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニ
ットに属するものとし、当該ユニ
ットの利用者が交流し、共同で日
常生活を営むための場所としてふ
さわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2
平方メートルに当該共同生活室が
属するユニットの利用者の定員を
乗じて得た面積以上を標準とする
こと。

c 必要な設備および備品を備える
こと。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、または
共同生活室ごとに適当数設けるこ
と。

b 身体の不自由な者が使用するの
に適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること，または共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし，中廊下の幅は，2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し，必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし，利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は，この限りでない。

(4) 第2号ア（イ）の共同生活室は，医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか，療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(新設)

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は，法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第215条において同じ。）の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。第215条において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第215条において同じ。）の指定を併せて受け，かつ，ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。第215条において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等

基準条例第192条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第209条 (略)

2～7 (略)

(新設)

8 (略)

(勤務体制の確保等)

第214条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(定員の遵守)

第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護またはユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

基準条例第192条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第209条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第214条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(定員の遵守)

第215条 (略)

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者^{を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員および病室の定員を超えることとなる利用者数}

(3) (略)

(従業者の員数)

第218条 (略)

2～8 (略)

(新設)

(管理者)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

(従業者の員数)

第218条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アおよび第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保
イ 特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の

事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

(介護)

第228条 (略)

(新設)

(協力医療機関等)

第234条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

職務に従事することができるものとする。

(介護)

第228条 (略)

(口腔衛生の管理)

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の口腔の健康の保持を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，口腔衛生の管理体制を整備し，各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第234条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては，当該第2種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(新設)

2 (略)

(記録の整備)

第236条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第233条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条および第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

い。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第236条 (略)

2 (略)

- (1) (略)
- (2) 第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第233条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第159条および第166条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第247条 (略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (7) 次条において準用する第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第233条第3項に規定する結果等の記録

(福祉用具専門相談員の員数)

第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第247条 (略)

2 (略)

- (1) (略)
- (2) 第244条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (7) 次条において準用する第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第233条第3項の規定による結果等の記録

(福祉用具専門相談員の員数)

第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

(新設)

(5)・(6) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況およびその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作

(管理者)

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第255条 (略)

(1) (略)

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与または指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3)～(5) (略)

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8)・(9) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況およびその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把

成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 (略)

(新設)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 (略)

(掲示および目録の備え付け)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

3 (略)

(記録の整備)

第262条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日

握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 (略)

(掲示および目録の備え付け)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第262条 (略)

2 (略)

から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(新設)

(3) 第260条第4項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) (略)
(新設)

(2)・(3) (略)

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第260条第4項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第273条 (略)

- (1) (略)
- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与または指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3)・(4) (略)

<p>(新設)</p>	<p>(5) <u>対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(6) <u>指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(7) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>
<p>(4) (略)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成) 第274条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成) 第274条 (略) 2～4 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u></p>
<p>(記録の整備) 第275条 (略) 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第270条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(記録の整備) 第275条 (略) 2 (略)</p> <p>(1) (略) (2) 第270条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>
<p>(新設)</p> <p>(3) <u>次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u> (4) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> (5) <u>次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</u></p>	<p>(3) <u>第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録</u> (5) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</u></p>
<p>(電磁的記録等) 第277条 指定居宅サービス事業者および指</p>	<p>(電磁的記録等) 第277条 指定居宅サービス事業者および指</p>

定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条および第276条において準用する場合を含む。）および第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 （略）

定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条および第276条において準用する場合を含む。）および第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 （略）

**函館市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、または<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p align="right">(新設)</p> <p align="right">(新設)</p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p align="right">(新設)</p> <p><u>(5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p>

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数)

第81条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。次条第2項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(8) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数)

第81条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条または函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。次条第2項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者または他の利用

(新設)

(3)～(5) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第88条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 (略)

2・3 (略)

4 医師および理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第88条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第85条第4号の規定による身体的拘束

(3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師または歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(7) (略)

3 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6)～(9) (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第97条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数)

第137条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしている

その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第97条 (略)

2 (略)

(1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第95条第1項第5号、第2項第4号および第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数)

第137条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条または介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしている

ものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)・(4) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第141条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4・5 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第145条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーシ

ものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第140条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第141条 (略)

2・3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5・6 (略)

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第145条 (略)

2 (略)

ンの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(設備に関する基準)

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号））第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第207条第1項第1号および第215条第1号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号））第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条および第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第140条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(設備に関する基準)

第191条 (略)

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第207条第1項第1号および第215条第1号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（介護医療院基準条例第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条および第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年函館市条例第23号）新旧対照表【第3条関係】

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第40条の2（第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（第181条において準用する場合を含む。），第181条の3，第188条，第204条（第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条および第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは，「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とし，新条例第30条（第42条の3および第47条において準用する場合を含む。），第57条（第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第107条（第115条および第135条において準用する場合を含む。），第143条，第164条（第181条の3および第188条において準用する場合を含む。），第178条，第201条，第213条，第232条，第245条および第257条（第265条および第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「<u>次に</u>」とあるのは「<u>，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に</u>」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第3条 施行日から令和6年3月31日までの間，新条例第32条の2（第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（第181条において準用する場合を含む。），第181条の3，第188条，第</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（<u>第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。</u>）および第40条の2（<u>第98条において準用する場合に限る。</u>）の規定の適用については，これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とし，新条例第96条の規定の適用については，<u>同条各号列記以外の部分中「，次に</u>」とあるのは「<u>，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に</u>」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第3条 施行日から令和9年3月31日までの間，新条例第32条の2（第98条において準用する場合に限る。<u>以下この条において同じ。</u>）の規定の適用については，<u>新条例第32条の2第1項中「講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」と，<u>同条</u></p>

204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条および第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

17 函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援の事業の基本方針、人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定(「第7項」を「第8項」に改める部分および同項を同条第5項とする部分を除く。)および第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

**函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u>またはその端数を増すごとに1とする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、または法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項および第16条第26号において同じ。))を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)</u>が44またはその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用および管理を行う指定居宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続</p>

- (管理者)
- 第6条 (略)
- 2 (略)
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) (略)
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

- (内容および手続の説明および同意)
- 第7条 (略)
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(新設)

された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49またはその端数を増すごとに1とする。

- (管理者)
- 第6条 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- (1) (略)
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

- (内容および手続の説明および同意)
- 第7条 (略)
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合ならびに前6月間に当該指定居宅介護支援

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針および前条に規定する

事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 (略)

基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(13) (略)

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする。

(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(新設)

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) (略)

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等または薬剤師に提供するものとする。

(14) (略)

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定して

イ (略)

(15)～(25) (略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第32条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

いること。

b 利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(15)～(25) (略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第32条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）および第16条第24号（第33条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

- (4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第30条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）および第16条第24号（第33条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

18 函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い，指定介護予防サービス等の事業の人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第51条の2第2項の改正規定および第267条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和6年6月1日

**函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例 新旧対照表【第1条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し，または<u>同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，利用申込者またはその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第5項で定めるところにより，当該利用申込者またはその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は，当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に，第55条に規定する重要事項に関する規程の概要，介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込</p>	<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し，または他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第267条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に，第55条に規定する重要事項に関する規程の概要，介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込</p>

者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第56条 (略)

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

- 第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第56条 (略)

2 (略)

(1) 第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第59条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、

(3)～(5) (略)

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの
具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師もしくは歯科医師からの情報伝達またはサービス担当者会議もしくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画または介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者およびその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものと

その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの
具体的取扱方針)

第87条 (略)

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師もしくは歯科医師からの情報伝達またはサービス担当者会議もしくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画または介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者およびその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員および同条第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第251条第4号および第265条第3号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者

する。

(2)～(14) (略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの
基本取扱方針)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4・5 (略)

(管理者)

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

(新設)

の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2)～(14) (略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの
基本取扱方針)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4・5 (略)

(管理者)

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

(定員の遵守)

第140条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者および他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(地域等との連携)

第141条 (略)

(新設)

(記録の整備)

第142条 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を

用して行うことができるものとする。)
を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(定員の遵守)

第140条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員および同条第2項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者および他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(地域等との連携)

第141条 (略)

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
を定期的
に開催しなければならない。

(記録の整備)

第142条 (略)

2 (略)

整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第158条 (略)
2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第137条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第158条 (略)
2～4 (略)

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第174条 (略)

- (1) (略)
- (削る)

成18年法律第83号) 附則第130条の2 第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。) 第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士および理学療法士または作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院または診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士および理学療法士または作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員または介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者および入院患者の数が3またはその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師もしくは准看護師または介護職員を1人以上配置していること。

(5) (略)

2 (略)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士および理学療法士または作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員または介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師もしくは准看護師または介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

第175条 (略)

(1) (略)

(削る)

護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（函館市指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第29号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院または診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4)・(5) (略)

2 前項第3号および第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室または病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第178条 (略)

2 (略)

(新設)

(2) 療養病床を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院または診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3)・(4) (略)

2 前項第2号および第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設もしくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室または診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第178条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次

(定員の遵守)

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 療養病床を有する病院もしくは診療所または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床または老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数および療養病床または老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3)・(4) (略)

(記録の整備)

第181条 (略)
2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(定員の遵守)

第180条 (略)

- (1) (略)
- (2) 療養病床を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数および療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第181条 (略)

2 (略)

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第178条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項および第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項および第4項ならびに第122条第2項第1号および第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項、第141条および第141条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項および第4項ならびに第122条第2項第1号および第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第192条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(削る)

(削る)

規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(削る)

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(削る)

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

(削る)

(新設)

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする こと。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニット

の利用者の定員は、原則としてお
おむね10人以下とし、15人を超え
ないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平
方メートル以上とすること。ただ
し、aただし書の場合にあつては、
21.3平方メートル以上とす
ること。

d ブザーまたはこれに代わる設備
を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニ
ットに属するものとし、当該ユニ
ットの利用者が交流し、共同で日
常生活を営むための場所としてふ
さわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2
平方メートルに当該共同生活室が
属するユニットの利用者の定員を
乗じて得た面積以上を標準とす
ること。

c 必要な設備および備品を備える
こと。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、または
共同生活室ごとに適当数設けるこ
と。

b 身体の不自由な者が使用するの
に適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、または
共同生活室ごとに適当数設けるこ
と。

b ブザーまたはこれに代わる設備
を設けるとともに、身体の不自由
な者が使用するのに適したものと
すること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とす
こと。ただし、中廊下の幅は、2.7メー
トル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内のりによる測定で40
平方メートル以上の床面積を有し、必
要な器械および器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴す
るのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専
ら当該ユニット型指定介護予防短期入所
療養介護事業所の用に供するものでな
ければならない。ただし、利用者に対する
指定介護予防短期入所療養介護の提供に

(新設)

支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2

平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(新設)

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介

護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第195条 （略）

2～4 （略）

（新設）

5 （略）

（定員の遵守）

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護またはユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) （略）

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員および病室の定員を超えることと

護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第195条 （略）

2～4 （略）

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 （略）

（定員の遵守）

第196条 （略）

(1) （略）

(削る)

なる利用者数

(3) (略)

(従業者の員数)

第204条 (略)

2～8 (略)

(新設)

(管理者)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用料等の受領)

第211条 (略)

(2) (略)

(従業者の員数)

第204条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アおよび第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第218条において準用する第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、ならびに当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用料等の受領)

第211条 (略)

(協力医療機関等)
第215条 (略)

(新設)

(口腔衛生の管理)
第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(新設)

(協力医療機関等)
第215条 (略)
2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(新設)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

(新設)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

(新設)

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(新設)

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合におい

2 (略)

(記録の整備)

第217条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第214条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の4および第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介

ては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第217条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第214条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2および第141条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介

護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第234条 (略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 前条第8項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) 次条において準用する第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第214条第3項に規定する結果等の記録

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条までおよび第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるの

護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第234条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第236条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 前条第8項の規定による結果等の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) 次条において準用する第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第214条第3項の規定による結果等の記録

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条から第211条まで、第212条および第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項ならびに第55条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」

は「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(掲示および目録の備え付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前

とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(掲示および目録の備え付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重

項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

3 (略)

(記録の整備)

第248条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 第246条第4項に規定する結果等の記録

(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(6) (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第248条 (略)

2 (略)

(1) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第251条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第246条第4項の規定による結果等の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれ

(4)～(6) (略)

(新設)

(新設)

(7) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6～8 (略)

(管理者)

かを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(5)～(7) (略)

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6～8 (略)

(管理者)

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第262条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(5) (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第262条 (略)

2 (略)

(1) 第259条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第265条第8号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(6) (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の

(3)・(4) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(5) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条および第263条において準用する場合を含む。）および第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的

状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(9) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 (略)

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条および第263条において準用する場合を含む。）および第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行

方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

うことができる。

2 (略)

**函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例 新旧対照表【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し，または<u>同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は，利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p align="right">(新設)</p> <p>(5) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は，第64条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p align="right">(新設)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し，または他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) <u>第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(7) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>指定介護予防訪問看護の提供に当たっては，当該利用者または他の利用者等の</u></p>

(新設)

(8)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号までおよび第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書の作成および提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第78条 (略)

2・3 (略)

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第80条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事

生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(17) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、第9号および第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書の作成および提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第78条 (略)

2・3 (略)

4 前条第17号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第80条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号。第118条第4項および第175条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条または函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号。第118条第4項および第175条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事

業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録の整備）

第84条 （略）

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) （略）
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) （略）

（新設）

業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録の整備）

第84条 （略）

2 （略）

- (1) （略）
- (2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第87条 （略）

(1)～(4) （略）

(5) 医師および理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、リハビリテーション

(5) (略)

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

(新設)

(新設)

(9)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第93条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

を受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(16) (略)

(17) 第1号から第15号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第93条 (略)

2 (略)

(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 医師または歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 前号に規定する利用者またはその家族に対する指導または助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(7) (略)

(1) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第96条第1項第4号、第2項第4号および第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 第2号に規定する利用者またはその家族に対する指導または助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(6)～(9) (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)・(4) (略)

第118条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第123条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

第118条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条または介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第123条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- (3) 次条において準用する第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの
具体的取扱方針)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(5) (略)

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

(新設)

(3) 第126条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの
具体的取扱方針)

第126条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの目標および当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護す

(新設)

(9)～(12) (略)

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条および第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第175条 (略)

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（介護医療院基準条例第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条および第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

**函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年函館市条例
第25号） 新旧対照表【第3条関係】**

現 行	改 正 案
<p align="center">附 則</p> <p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第55条の10の2（第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（第160条において準用する場合を含む。），第165条の3，第172条，第182条（第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条および第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とし，新条例第55条（第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第121条，第139条（第165条の3および第172条において準用する場合を含む。），第157条，第179条，第194条，第213条，第232条および第243条（第254条および第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「<u>次に</u>」とあるのは「<u>，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に</u>」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第4条 施行日から令和6年3月31日までの間，新条例第55条の2の2（第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（第160条において準用する場合を含む。），第165条の3，第172条，第182条（第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条および第263条</p>	<p align="center">附 則</p> <p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（<u>第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。</u>）および第55条の10の2（<u>第94条において準用する場合に限る。</u>）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とし，新条例第92条の規定の適用については，<u>同条各号列記以外の部分中「，次に</u>」とあるのは「<u>，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に</u>」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第4条 施行日から令和9年3月31日までの間，新条例第55条の2の2（<u>第94条において準用する場合に限る。以下この条において同じ。</u>）の規定の適用については，<u>新条例第55条の2の2第1項中「講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」と，<u>同条第2項中「実施しなければ</u>」とあるの</p>

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

は「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

19 函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業の人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定および第36条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

**函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>2. <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p>
<p>(管理者)</p> <p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、または当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、または当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3. <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4. <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p>
<p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>

(内容および手続の説明および同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者またはその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容および手続の説明および同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章および次章において同じ。)の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 (略)

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録した

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

(新設)

(新設)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章および第4章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

ものを交付する方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章および次章の規定（第33条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ (略)

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ (略)

(新設)

(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～ウ (略)

エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2および第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 (略)

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者およびその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(新設)

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) (略)

(16) (略)

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等

(新設)

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(17)～(28) (略)

(新設)

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）および第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月および利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ (略)

(17)～(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）および第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

2 (略)

20 函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う指定地域密着型サービスの事業の人員の基準等に関する規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし，第10条第2項の改正規定および第204条第1項の改正規定は，公布の日から施行する。

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービスまたは<u>同一施設内</u>にある指定訪問介護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し，または<u>同一敷地内にある他の事業所</u>，施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービスまたは<u>同一敷地内</u>にある指定訪問介護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し，または他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

(内容および手続の説明および同意)

第10条 (略)

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(新設)

(新設)

(8)・(9) (略)

(掲示)

(内容および手続の説明および同意)

第10条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)・(11) (略)

(掲示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第43条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(新設)

(5) 第29条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第41条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第48条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第43条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第29条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第41条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第48条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間

型訪問介護事業所の定期巡回サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は，第3項本文および前項本文の規定にかかわらず，オペレーターは，随時訪問サービスに従事することができる。

- 7 (略)

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務または同一敷地内の他の事業所，施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け，かつ，当該同一敷地内の他の事業所，施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし，日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって，指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第

対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 (略)

(1)～(10) (略)

(削る)

(11) (略)

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は，第3項本文および前項本文の規定にかかわらず，オペレーターは，随時訪問サービスに従事することができる。

- 7 (略)

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務または他の事業所，施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け，かつ，当該他の事業所，施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし，日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって，指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介

1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第59条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者

護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) (略)

(記録の整備)

第59条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者

を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第60条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(6) (略)

(準用)

を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) (略)

(記録の整備)

第60条の19 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4および第60条の5第4項ならびに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4および第60条の5第4項ならびに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、

または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第60条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその

または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第60条の37 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) (略)

(8) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその

職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援の事業または介護保険施設もしくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項および第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針

職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援の事業または介護保険施設もしくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項および第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 (略)

は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5)・(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所または共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条または第67条の管理者をいう。以下この条および次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第80条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所または共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条または第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第80条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) (略)

の記録

(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数等)

第83条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のおのいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）または介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、

(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(従業者の員数等)

第83条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のおのいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、

または当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者または指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）もしくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者または訪問介護員等（介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条および第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第64条第3項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行

または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者または訪問介護員等（介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条、第193条第3項および第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第64条第3項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第93条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(新設)

(7)・(8) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)
第107条 (略)

(新設)

(記録の整備)

第108条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しな

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)・(9) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)
第107条 (略)

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第108条 (略)

2 (略)

ればならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (8) (略)

(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第91条第2項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共

(1)・(2) (略)

- (3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (8) (略)

(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第91条第3項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共

同生活介護を除く。）、指定介護予防サービスもしくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

同生活介護を除く。）、指定介護予防サービスもしくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合において

2・3 (略)

(記録の整備)

第128条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条および第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対

は、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 (略)

(記録の整備)

第128条 (略)

2 (略)

- (1) (略)
- (2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、第105条および第107条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは

応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条第1項および第2項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号および第4号ならびに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設的生活相談員、機能訓練指導員または計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) (略)

8～10 (略)

(新設)

「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条第1項および第2項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用しているこ

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院または診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(利用料等の受領)

第138条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(新設)

と。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、または他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院または診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(利用料等の受領)

第138条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(削る)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(協力医療機関等)
第148条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(記録の整備)
第149条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第137条第2項に規定する提供した具

(協力医療機関等)
第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者のお病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)
第149条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第137条第2項の規定による提供した

体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第147条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (8) (略)

(準用)

第150条 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条から第39条まで, 第41条から第42条まで, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の16, 第60条の17第1項から第4項までおよび第100条の規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第33条の2第2項, 第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と, 第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第152条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号および第4号から第6号までの規定にかかわらず, サテライト型居住施設の生活相談員, 栄養士もしくは管理栄養士, 機能訓練指導員または介護支援専門員については, 次に掲げる本体施設の場合には, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める職員により当該サテライ

具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第147条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (8) (略)

(準用)

第150条 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条から第39条まで, 第41条から第42条まで, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の16, 第60条の17第1項から第4項まで, 第100条および第107条の2の規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第33条の2第2項, 第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と, 第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第152条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

ト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士もしくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）または介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) (略)

9～17 (略)

(設備)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設または指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(新設)

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士または管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(4) (略)

9～17 (略)

(設備)

第153条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設または指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師および協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等または本体施設の職務（本体施設が病院または診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 第178条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 第176条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置について記録すること。

(協力病院等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等または本体施設の職務（本体施設が病院または診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 (略)

- (1)～(4) (略)
- (5) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。
- (6) 第178条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- (7) 第176条第3項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要

(新設)

すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(新設)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

(新設)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

(新設)

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第177条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第156条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) (略)

6 (略)

(記録の整備)

第177条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第156条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第178条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15および第60条の17第1項から第4項までの規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 (略)
2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(準用)

第190条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の17第1項から第4項まで, 第154条から第156条まで, 第159条, 第162条, 第164条から第168条までおよび第172条から第177条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合におい

(準用)

第178条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の17第1項から第4項までおよび第107条の2の規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 (略)
2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は, ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第190条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の17第1項から第4項まで, 第107条の2, 第154条から第156条まで, 第159条, 第162条, 第164条から第168条までおよび第172条から第177条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。こ

て、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号および第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第192条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

の場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号および第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第192条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(新設)

(1)～(3) (略)

(削る)

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 (略)

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話および機能訓練ならびに療養上の世話または必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小

(7)～(11) (略)

(記録の整備)

第202条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第198条第6号に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条までおよび第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3

規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)～(12) (略)

(記録の整備)

第202条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第198条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、第107条および第107条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号

号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条および第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項および第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条および第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。))、第116条第1項、第137条第1項および第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

21 函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備
および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準の一部改正に伴い，指定地域密着型介護予防サービ
スの事業の人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし，第12条第2項の改正規定
および第92条第1項の改正規定は，公布の日から施行する。

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，または同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。），指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。），指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。），指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。），指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）もしくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）</u>の運営（第45条第7項および第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，または他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。），指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。），指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。），指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。），指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）もしくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項および第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p>

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容および手続の説明および同意)

第12条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(掲示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容および手続の説明および同意)

第12条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(掲示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の

概要，介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第41条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(6) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(9) (略)

(新設)

概要，介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第41条 (略)

- 2 (略)

- (1) (略)
(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第38条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(7) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 (略)

- (1)～(9) (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する

(新設)

(10)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (<u>医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。</u>) または介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定

ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。），指定訪問介護事業者（函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）または指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）もしくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3 （略）

（身体的拘束等の禁止）

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 （略）

（新設）

2・3 （略）

（身体的拘束等の禁止）

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

2 （略）

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）

(居住機能を担う併設施設等への入居)
第64条 (略)

(新設)

(記録の整備)
第65条 (略)
2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)・(2) (略)
(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(居住機能を担う併設施設等への入居)
第64条 (略)

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)
第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)
第65条 (略)
2 (略)
(1)・(2) (略)
(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
(5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録
(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(8) (略)

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

（新設）

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

（新設）

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

2・3 （略）

（記録の整備）

第86条 （略）

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) （略）
- (2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (7) （略）

7・8 （略）

（記録の整備）

第86条 （略）

2 （略）

- (1) （略）
- (2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- (7) （略）

(準用)

第87条 第12条, 第13条, 第15条, 第16条, 第24条, 第25条, 第27条, 第29条の2, 第32条から第35条まで, 第37条から第40条まで(第38条第4項および第40条第5項を除く。), 第57条, 第60条および第62条の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第29条の2第2項, 第32条第2項第1号および第3号, 第33条第1項ならびに第38条の2第1号および第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と, 第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は, 作成, 保存その他これらに類するもののうち, この条例の規定において書面(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第15条第1項(第66条および第87条において準用する場合を含む。))および第77条第1項ならびに次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

(準用)

第87条 第12条, 第13条, 第15条, 第16条, 第24条, 第25条, 第27条, 第29条の2, 第32条から第35条まで, 第37条から第40条まで(第38条第4項および第40条第5項を除く。), 第57条, 第60条, 第62条および第64条の2の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第29条の2第2項, 第32条第2項第1号および第3号, 第33条第1項ならびに第38条の2第1号および第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と, 第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は, 作成, 保存その他これらに類するもののうち, この条例の規定において書面(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第15条第1項(第66条および第87条において準用する場合を含む。))および第77条第1項ならびに次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

22 函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定介護老人福祉施設の人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし，第7条第2項の改正規定および第56条第1項の改正規定は，公布の日から施行する。

**函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項第1号の医師および同項第6号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設（函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師または介護支援専門員を置かない場合にあつては，指定介護老人福祉施設の入所者の数および当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項第1号の医師および同項第6号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設（函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号。<u>以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。</u>）第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であつて，当該サテライト型居住施設に医師または介護支援専門員を置かない場合にあつては，指定介護老人福祉施設の入所者の数および当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>11 <u>指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し，かつ，入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第23号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所または函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第24号）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項および次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては，当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については，当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは，これを置</u></p>

(新設)

かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等，指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所，指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所または函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第28号）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士または機能訓練指導員については，当該指定介護老人福祉施設の生活相談員，栄養士もしくは管理栄養士または機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

(新設)

13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては，当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については，当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

(内容および手続の説明および同意)

第7条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は，入所申込者またはその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第5項で定めるところにより，当該入所申込者またはその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定介護老人福祉施設は，当

(内容および手続の説明および同意)

第7条 (略)

2 (略)

該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(新設)

(管理者による管理)

第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等または当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力病院等)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師および協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2. 指定介護老人福祉施設は、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等または当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等におい

- て医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (新設) (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (新設) (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- (新設) 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- (新設) 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- (新設) 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- (新設) 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 (略)

2 (略)

(掲示)

第35条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人

(掲示)

第35条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に

福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(虐待の防止)
第41条の2 (略)

(新設)

(記録の整備)
第43条 (略)
2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) (略)
(2) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
(5) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(6) 第41条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(勤務体制の確保等)
第53条 (略)
2～4 (略)

(新設)

備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(虐待の防止)
第41条の2 (略)

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)
第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)
第43条 (略)
2 (略)

(1) (略)
(2) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録
(5) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(6) 第41条第3項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(勤務体制の確保等)
第53条 (略)
2～4 (略)

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理

5 (略)

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条第1項（第55条において準用する場合を含む。）および第13条第1項（第55条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条第1項（第55条において準用する場合を含む。）および第13条第1項（第55条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

23 函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，介護老人保健施設の人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし，第7条第2項の改正規定および第55条第1項の改正規定は，公布の日から施行する。

**函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準
を定める条例 新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（条例で定める従業者の員数）</p> <p>第4条 （略） 2～5 （略）</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず，サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設もしくは介護医療院または病院もしくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ，本体施設とは別の場所で運営され，入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員，理学療法士，作業療法士もしくは言語聴覚士，栄養士もしくは管理栄養士または介護支援専門員については，次に掲げる本体施設の場合には，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>病院 栄養士もしくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）または介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p>7 （略）</p> <p style="text-align: center;">（内容および手続の説明および同意）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 介護老人保健施設は，入所申込者またはその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第5項で定めるところにより，当該入所申込者またはその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下こ</p>	<p style="text-align: center;">（条例で定める従業者の員数）</p> <p>第4条 （略） 2～5 （略） 6 （略）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>病院 栄養士または管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</u></p> <p>7 （略）</p> <p style="text-align: center;">（内容および手続の説明および同意）</p> <p>第7条 （略） 2 （略）</p>

の条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）またはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）またはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) (略)

(協力病院等)

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第33条 (略)

2 (略)

(1) 当該介護老人保健施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) (略)

(協力医療機関等)

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）

2 (略)

(揭示)

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

(虐待の防止)

第40条の2 (略)

(新設)

との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(揭示)

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(虐待の防止)

第40条の2 (略)

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと

(記録の整備)

第42条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。))および第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。))ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁

ができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。))および第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。))ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことが

气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

できる。

2 (略)

24 函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，介護医療院の運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし，第7条第2項の改正規定および第55条第1項の改正規定は，公布の日から施行する。

**函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 介護医療院は，入所申込者またはその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第5項で定めるところにより，当該入所申込者またはその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該介護医療院は，当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は，入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは，<u>協力病院</u>その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ，または他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護医療院の管理者は，専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該介護医療院の管理上支障のない場合は，<u>同一敷地内にある他の事業所</u>もしくは施設等またはサテラ</p>	<p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は，入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは，<u>協力医療機関</u>その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ，または他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護医療院の管理者は，専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該介護医療院の管理上支障のない場合は，<u>他の事業所</u>もしくは施設等またはサテライト型特定施設</p>

イト型特定施設（函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）もしくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（衛生管理等）

第33条 （略）

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) （略）

3 （略）

（協力病院）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）もしくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（衛生管理等）

第33条 （略）

2 （略）

(1) 当該介護医療院における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) （略）

3 （略）

（協力医療機関等）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者

<p>(新設)</p>	<p><u>の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>介護医療院は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第40条の2 (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第40条の2 (略)</p>

(新設)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)
2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）および第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。））ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)
2～4 (略)

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）および第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。））ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

25 函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準を定める条例を廃止する条例の骨子

(1) 廃止理由

介護療養型医療施設に関する経過措置に係る法定の期間が満了することに伴い廃止するため

(2) 施行期日

令和6年4月1日